

令和 5 年
第 3 回 土 岐 市 議 会 定 例 会 議 案

令和 5 年 6 月 5 日（第 1 日）

令和5年第3回土岐市議会定例会議事日程（第1日）

令和5年6月5日（月曜日）午前9時開議

日程第1	会議録署名議員の指名	
日程第2	会期の決定	
日程第3	議第32号 令和5年度土岐市一般会計補正予算（第2号）	別冊
日程第4	議第33号 土岐市税条例の一部を改正する条例について	1
日程第5	議第34号 土岐市印鑑条例の一部を改正する条例について	5
日程第6	議第35号 土岐市手数料徴収条例の一部を改正する条例について	7
日程第7	議第36号 土岐市国民健康保険条例の一部を改正する条例について	10
日程第8	議第37号 土岐市介護保険条例の一部を改正する条例について	12
日程第9	議第38号 土岐市認定こども園条例の一部を改正する条例について	14
日程第10	議第39号 土岐市火災予防条例の一部を改正する条例について	16
日程第11	議第40号 土岐市農業委員会委員の任命同意について	20
日程第12	議第41号 土岐市農業委員会委員の任命同意について	21
日程第13	議第42号 土岐市農業委員会委員の任命同意について	22
日程第14	議第43号 土岐市農業委員会委員の任命同意について	23
日程第15	議第44号 土岐市農業委員会委員の任命同意について	24
日程第16	議第45号 土岐市農業委員会委員の任命同意について	25
日程第17	議第46号 土岐市農業委員会委員の任命同意について	26
日程第18	議第47号 土岐市農業委員会委員の任命同意について	27
日程第19	議第48号 土岐市農業委員会委員の任命同意について	28
日程第20	議第49号 土岐市農業委員会委員の任命同意について	29
日程第21	議第50号 土岐市農業委員会委員の任命同意について	30
日程第22	議第51号 土岐市農業委員会委員の任命同意について	31
日程第23	議第52号 土岐市農業委員会委員の任命同意について	32

日程第 24	議第53号	土岐市農業委員会委員の任命同意について・・・・・・・・・・	33
日程第 25	議第54号	陶元浅野線道路新設工事（9）浅野工区の請負契約について・	34
日程第 26	議第55号	焼却施設 1 号炉等整備工事の請負契約について・・・・・・・・・・	35
日程第 27	議第56号	財産の取得について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	36
日程第 28	議第57号	損害賠償の額を定めることについて・・・・・・・・・・・・・・・・・・	37

議第 33 号

土岐市税条例の一部を改正する条例について

土岐市税条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和 5 年 6 月 5 日提出

土岐市長 加 藤 淳 司

提案理由

地方税法等の一部改正に伴い、この条例を定めようとする。

土岐市税条例の一部を改正する条例

土岐市税条例（昭和30年土岐市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第35条の2第2項中「又は」の次に「当該控除することができなかった金額のうち法第314条の9第2項後段に規定する還付をすべき金額により」を加え、「の同項の」を「の前項の」に、「若しくは市民税に充当し」を「、個人の市民税若しくは森林環境税を納付し、若しくは納入し」に、「に充当する」を「を納付し、若しくは納入する」に改める。

第37条の3の2第5項中「第3項」を「第4項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項中「第2項」を「第3項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項中「前2項」を「第1項及び前項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を給与支払者を經由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該給与支払者を經由して提出した前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書（その者が当該前年の中途において次項の規定による申告書を当該給与支払者を經由して提出した場合には、当該前年の最後に提出した同項の規定による申告書）に記載した事項と異動がないときは、給与所得者は、施行規則で定めるところにより、前項又は法第317条の3の2第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を提出することができる。

第39条の見出し中「方法」を「方法等」に改め、同条第1項中「によって」を「により」に改め、同条に次の1項を加える。

3 森林環境税は、当該個人の市民税の均等割を賦課し、及び徴収する場合に併せて賦課し、及び徴収する。

第42条中「及び」を「、個人の」に、「の合算額」を「及び森林環境税額の合算額」に、「によって」を「により」に改める。

第45条第1項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」

に改め、「均等割額」の次に「（これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。次項及び第５項において同じ。）」を加え、同条第２項中「においては」を「には」に、「によって」を「により」に改め、同条第３項、第５項及び第６項中「によって」を「により」に改める。

第４８条第１項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、同条第２項中「通知によって」を「通知により」に、「第１７条の２の規定によって」を「第１７条の２の２第１項第２号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第３項、第６項及び第７項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により」に、「に充当する」を「を納付し、又は納入することを委託したものとみなす」に改める。

第４８条の２第１項中「によって徴収することが」を「により徴収することが」に、「である場合においては」を「である場合には」に改め、「及び均等割額」の次に「（これと併せて賦課徴収を行う森林環境税を含む。以下この条及び第４８条の５において同じ。）」を加え、「によって徴収する場合においては」を「により徴収する場合には」に、「によって徴収する。」を「により徴収する。」に改め、同項第２号及び同条第２項中「によって」を「により」に改める。

第４８条の６第１項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、同条第２項中「方法によって」を「方法により」に、「第１７条の２の規定によって」を「第１７条の２の２第１項第２号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第３項、第６項及び第７項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により」に、「に充当する」を「を納付し、又は納入することを委託したものとみなす」に改める。

第８３条第１号エ中「及び」を「、」に改め、「３輪のもの」の次に「及び道路運送車両の保安基準（昭和２６年運輸省令第６７号）第１条第１項第１３号の６に規定する特定小型原動機付自転車」を加える。

附則第１５条の２第４項及び第１６条の２第３項中「１００分の１０」を「１００分の３５」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和5年7月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第35条の2第2項並びに第39条の見出し及び同条第1項の改正規定、同条に1項を加える改正規定並びに第42条、第45条、第48条、第48条の2及び第48条の6の改正規定並びに附則第15条の2第4項及び第16条の2第3項の改正規定並びに次条第1項並びに附則第3条第1項（この条例による改正後の土岐市税条例（以下「新条例」という。）附則第16条の2第3項に係る部分に限る。）及び第2項の規定 令和6年1月1日

(2) 第37条の3の2の改正規定及び次条第2項の規定 令和7年1月1日

（市民税に関する経過措置）

第2条 前条第1号に掲げる規定による改正後の土岐市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和6年度分以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人市民税については、なお従前の例による。

2 新条例第37条の3の2第2項の規定は、令和7年1月1日以後に支払を受けるべき土岐市税条例第37条の3の2第1項に規定する給与（以下この項において「給与」という。）について提出する同条第1項の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき給与について提出した同項の規定による申告書については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

第3条 新条例第83条第1号エ及び附則第16条の2第3項の規定は、令和6年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和5年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

2 新条例附則第15条の2第4項の規定は、附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日以後に取得された3輪以上の軽自動車に対して課すべき軽自動車税の環境性能割について適用し、同日前に取得された3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

議第 3 4 号

土岐市印鑑条例の一部を改正する条例について

土岐市印鑑条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和 5 年 6 月 5 日提出

土岐市長 加 藤 淳 司

提案理由

個人番号カードを利用して、印鑑登録証明書を取得できることとする等の改正のため、この条例を定めようとする。

土岐市印鑑条例の一部を改正する条例

土岐市印鑑条例（昭和５５年土岐市条例第２７号）の一部を次のように改正する。

第５条第１項第４号中「２３ミリメートル」を「２５ミリメートル」に改める。

第１０条の次に次の１条を加える。

（多機能端末機による印鑑登録証明書の交付申請）

第１０条の２ 前条の規定にかかわらず、被登録者で、利用者証明用電子証明書（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成１４年法律第１５３号。以下「公的個人認証法」という。）第２２条第１項に規定する利用者証明用電子証明書をいい、個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成２５年法律第２７号）第２条第７項に規定する個人番号カードをいう。以下同じ。）に記録されているものに限る。）を有するものは、多機能端末機（地方公共団体情報システム機構の電子計算機を経由して本市の電子計算機と電気通信回線により接続された民間事業者が設置する端末機で、利用者自らが必要な操作を行うことにより証明書等を自動的に交付する機能を有するものをいう。）に個人番号カードを利用し、暗証番号（公的個人認証法第２条第５項に規定する利用者証明利用者符号を利用するために用いる暗証番号をいう。）その他必要な事項を入力することにより、印鑑登録証明書の交付を申請し、その交付を受けることができる。

第１１条第１項中「写し」の次に「（印鑑登録原票に登録されている印影を光学画像読取装置（これに準ずる方法により一定の画像を正確に読み取ることができる機器を含む。）により読み取って磁気ディスクに記録したものに係るプリンターからの打出しを含む。以下この条において同じ。）」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第１０条の２の規定は令和５年１０月１日から施行する。

議第 35 号

土岐市手数料徴収条例の一部を改正する条例について

土岐市手数料徴収条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和 5 年 6 月 5 日提出

土岐市長 加 藤 淳 司

提案理由

多機能端末機を介して各種証明書を交付する場合における各種証明書発行手数料を減額するため、この条例を定めようとする。

土岐市手数料徴収条例の一部を改正する条例

土岐市手数料徴収条例（昭和３０年土岐市条例第１４号）の一部を次のように改正する。

附則を附則第１項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則に次の１項を加える。

（多機能端末機により交付する証明書に係る手数料の額の特例）

- ２ 多機能端末機（地方公共団体情報システム機構の電子計算機を経由して本市の電子計算機と電気通信回線により接続された民間事業者が設置する端末機で、利用者自らが必要な操作を行うことにより証明書等を自動的に交付する機能を有するものをいう。）を利用した交付にあつては、別表の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる手数料については、それぞれ同表の右欄に掲げる金額とする。

住民票写し（住民基本台帳法第１２条第１項の規定に基づく住民票の写しをいう。）交付手数料	２００円
戸籍附票写し（住民基本台帳法第２０条第１項の規定に基づく戸籍の附票の写しをいう。）交付手数料	２００円
戸籍謄抄本（戸籍法第１０条第１項の規定に基づく戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍法第１２０条第１項の規定に基づく磁気ディスクをもって調整された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面をいう。）交付手数料	３５０円
租税公課証明書交付手数料	２００円
印鑑登録証明書交付手数料	２００円

附 則

この条例は、令和５年１０月１日から施行する。

議第 36 号

土岐市国民健康保険条例の一部を改正する条例について

土岐市国民健康保険条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和 5 年 6 月 5 日提出

土岐市長 加 藤 淳 司

提案理由

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に対する国民健康保険料の減免措置を継続するため、この条例を定めようとする。

土岐市国民健康保険条例の一部を改正する条例

土岐市国民健康保険条例（昭和 3 4 年土岐市条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

附則第 8 条第 1 項中「令和 2 年度分」を「令和 3 年度分」に、「令和 3 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 3 1 日」を「令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 1 2 月 3 1 日」に、「令和 3 年 3 月 3 1 日」を「令和 4 年 3 月 3 1 日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の土岐市国民健康保険条例の規定は、令和 5 年 4 月 1 日から適用する。

議第 37 号

土岐市介護保険条例の一部を改正する条例について

土岐市介護保険条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和 5 年 6 月 5 日提出

土岐市長 加 藤 淳 司

提案理由

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した第 1 号被保険者に対する介護保険料の減免措置を継続するため、この条例を定めようとする。

土岐市介護保険条例の一部を改正する条例

土岐市介護保険条例（平成１２年土岐市条例第１０号）の一部を次のように改正する。

附則第７条第１項中「令和２年度分」を「令和３年度分」に、「令和３年４月１日から令和５年３月３１日」を「令和４年４月１日から令和５年９月３０日」に、「令和３年３月３１日」を「令和４年３月３１日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の土岐市介護保険条例の規定は、令和５年４月１日から適用する。

議第 38 号

土岐市認定こども園条例の一部を改正する条例について

土岐市認定こども園条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和 5 年 6 月 5 日提出

土岐市長 加 藤 淳 司

提案理由

土岐市立の保育園を認定こども園へ制度移行することに伴い、この条例を定めようとする。

土岐市認定こども園条例の一部を改正する条例

土岐市認定こども園条例（平成２８年土岐市条例第３５号）の一部を次のように改正する。

第３条の表を次のように改める。

名称	位置
土岐市立西部こども園	土岐市下石町１，０１５番地の１
土岐市立妻木こども園	土岐市妻木町１，３５７番地
土岐市立濃南こども園	土岐市鶴里町柿野１，１８４番地の１
土岐市立みなみこども園	土岐市駄知町２，３２６番地の１
土岐市立肥田こども園	土岐市肥田町肥田２，２８５番地の１
土岐市立みつばこども園	土岐市泉町河合７３５番地の２
土岐市立泉こども園	土岐市泉町久尻１２番地の１
土岐市立久尻こども園	土岐市泉町久尻９４８番地の１

附 則

- この条例は、令和６年４月１日から施行する。
（土岐市保育園条例の廃止）
- 土岐市保育園条例（昭和３９年土岐市条例第３９号）は、廃止する。
（土岐市立幼稚園条例の一部改正）
- 土岐市立幼稚園条例（昭和４５年土岐市条例第２９号）の一部を次のように改正する。

第２条の表土岐市立妻木小学校附属幼稚園の項及び土岐市立肥田小学校附属幼稚園の項を削る。

議第 39 号

土岐市火災予防条例の一部を改正する条例について

土岐市火災予防条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和 5 年 6 月 5 日提出

土岐市長 加 藤 淳 司

提案理由

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令等の一部改正等に伴い、この条例を定めようとする。

土岐市火災予防条例の一部を改正する条例

土岐市火災予防条例（昭和３６年土岐市条例第１８号）の一部を次のように改正する。

第１１条の２第１項中「自動車等（道路交通法（昭和３５年法律第１０５号）第２条第１項第９号に規定する自動車又は同項第１０号に規定する原動機付自転車をいう。第１２号において同じ。）をいう。以下この条において同じ。）に」を「自動車、原動機付自転車、船舶、航空機その他これらに類するものをいう。以下同じ。）にコネクター（充電用ケーブルを電気自動車等に接続するためのものをいう。以下同じ。）を用いて」に、「及び全出力２００キロワットを超えるものを除く。）をいう」を「を除く。）をいい、分離型のもの（変圧する機能を有する設備本体及び充電ポスト（コネクター及び充電用ケーブルを収納する設備で、変圧する機能を有しないものをいう。以下同じ。）により構成されるものをいう。以下同じ。）にあつては、充電ポストを含む」に改め、同項第１号ただし書中「不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは」を「次に掲げるものにあつては」に改め、同号に次のように加える。

- ア 不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するもの
- イ 分離型のものにあつては、充電ポスト

第１１条の２第１項第２号に次のただし書を加える。

ただし、分離型のものの充電ポストにあつては、この限りでない。

第１１条の２第１項第６号中「急速充電設備」を「コネクター」に改め、同項第７号中「急速充電設備と電気自動車等の接続部に」を「コネクターが電気自動車等に接続され、」に、「接続部が」を「コネクターが当該電気自動車等から」に改め、同項第１１号中「緊急停止させることができる措置を講ずる」を「緊急に停止することができる装置を、当該急速充電設備の利用者が異常を認めたときに、速やかに操作することができる箇所に設ける」に改め、同項第１２号中「自動車等」を「急速充電設備と電気自動車等」に改め、同項第１３号中「（充電用ケーブルを電気自動車等に接続するための部分をいう。以下この号において同じ。）」を削り、同項第１６号中「当該蓄電池」の次に「（主

として保安のために設けるものを除く。)」を加え、同項中第 18 号を第 19 号とし、第 17 号を第 18 号とし、第 16 号の次に次の 1 号を加える。

(17) 急速充電設備のうち分離型のものにあつては、充電ポストに蓄電池
(主として保安のために設けるものを除く。)を内蔵しないこと。

第 16 条第 1 項中「規格」の次に「(産業標準化法(昭和 24 年法律第 185 号)第 20 条第 1 項の日本産業規格をいう。以下同じ。)」を加える。

第 23 条第 3 項を削り、同条第 4 項第 2 号中「併せて図記号による標識を設けるときは、別表第 7 に定めるものとしなければならない」を「健康増進法(平成 14 年法律第 103 号)第 33 条第 2 項に規定する喫煙専用室標識を設ける場合においてはこの限りでない」に改め、同項を同条第 3 項とし、同項の次に次の 1 項を加える。

4 第 2 項又は前項第 2 号に規定する標識と併せて図記号による標識を設けるときは、「禁煙」又は「火気厳禁」と表示した標識と併せて設ける図記号にあつては、国際標準化機構が定めた規格第 7010 号又は日本産業規格 Z8210 に適合するものとし、「喫煙所」と表示した標識と併せて設ける図記号にあつては、国際標準化機構が定めた規格第 7001 号又は日本産業規格 Z8210 に適合するものとしなければならない。

第 23 条第 5 項中「前項第 2 号」を「第 3 項第 2 号」に改める。

別表第 7 を次のように改める。

別表第 7 削除

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 11 条の 2 第 1 項の改正規定及び次項の規定は、令和 5 年 10 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 第 11 条の 2 第 1 項の改正規定の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされているこの条例による改正後の土岐市火災予防条例(以下「新条例」という。)第 11 条の 2 第 1 項に規定する急速充電設備に係る位置、構造及び管理に関する基準の適用については、なお従前の例による。

3 新条例第 23 条第 3 項第 2 号の規定の適用については、当分の間、同号中

「喫煙専用室標識」とあるのは、「喫煙専用室標識又は健康増進法の一部を改正する法律（平成３０年法律第７８号）附則第３条第１項の規定により読み替えて適用される健康増進法第３３条第２項に規定する指定たばこ専用喫煙室標識」と読み替えるものとする。

- ４ この条例の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされている新条例第２３条第２項又は第３項第２号に規定する標識と併せて設ける図記号のうち、新条例第２３条第４項の規定に適合しないものについては、当該規定にかかわらず、なお従前の例による。

議第40号

土岐市農業委員会委員の任命同意について

土岐市農業委員会委員として次の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により議会の同意を求める。

令和5年6月5日提出

土岐市長 加藤 淳 司

住所	氏名	生年月日
	石原 茂	

議第 4 1 号

土岐市農業委員会委員の任命同意について

土岐市農業委員会委員として次の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和 2 6 年法律第 8 8 号）第 8 条第 1 項の規定により議会の同意を求める。

令和 5 年 6 月 5 日提出

土岐市長 加 藤 淳 司

住所	氏名	生年月日
	加藤 利幸	

議第42号

土岐市農業委員会委員の任命同意について

土岐市農業委員会委員として次の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により議会の同意を求める。

令和5年6月5日提出

土岐市長 加藤 淳 司

住所	氏名	生年月日
	佐橋 正直	

議第43号

土岐市農業委員会委員の任命同意について

土岐市農業委員会委員として次の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により議会の同意を求める。

令和5年6月5日提出

土岐市長 加藤 淳 司

住所	氏名	生年月日
	山田 義成	

議第 4 4 号

土岐市農業委員会委員の任命同意について

土岐市農業委員会委員として次の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和 2 6 年法律第 8 8 号）第 8 条第 1 項の規定により議会の同意を求める。

令和 5 年 6 月 5 日提出

土岐市長 加 藤 淳 司

住所	氏名	生年月日
	佐分利 武夫	

議第45号

土岐市農業委員会委員の任命同意について

土岐市農業委員会委員として次の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により議会の同意を求める。

令和5年6月5日提出

土岐市長 加藤 淳 司

住所	氏名	生年月日
	長江 克典	

議第46号

土岐市農業委員会委員の任命同意について

土岐市農業委員会委員として次の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により議会の同意を求める。

令和5年6月5日提出

土岐市長 加藤 淳 司

住所	氏名	生年月日
	水野 昭敏	

議第 4 7 号

土岐市農業委員会委員の任命同意について

土岐市農業委員会委員として次の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和 2 6 年法律第 8 8 号）第 8 条第 1 項の規定により議会の同意を求める。

令和 5 年 6 月 5 日提出

土岐市長 加 藤 淳 司

住所	氏名	生年月日
	土岐 直哉	

議第48号

土岐市農業委員会委員の任命同意について

土岐市農業委員会委員として次の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により議会の同意を求める。

令和5年6月5日提出

土岐市長 加藤 淳 司

住所	氏名	生年月日
	梅村 徳幸	

議第 4 9 号

土岐市農業委員会委員の任命同意について

土岐市農業委員会委員として次の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和 2 6 年法律第 8 8 号）第 8 条第 1 項の規定により議会の同意を求める。

令和 5 年 6 月 5 日提出

土岐市長 加 藤 淳 司

住所	氏名	生年月日
	酒井 勇	

議第 5 0 号

土岐市農業委員会委員の任命同意について

土岐市農業委員会委員として次の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和 2 6 年法律第 8 8 号）第 8 条第 1 項の規定により議会の同意を求める。

令和 5 年 6 月 5 日提出

土岐市長 加 藤 淳 司

住所	氏名	生年月日
	渡邊 和男	

議第51号

土岐市農業委員会委員の任命同意について

土岐市農業委員会委員として次の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により議会の同意を求める。

令和5年6月5日提出

土岐市長 加藤 淳 司

住所	氏名	生年月日
	三輪 やよい	

議第 5 2 号

土岐市農業委員会委員の任命同意について

土岐市農業委員会委員として次の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和 2 6 年法律第 8 8 号）第 8 条第 1 項の規定により議会の同意を求める。

令和 5 年 6 月 5 日提出

土岐市長 加 藤 淳 司

住所	氏名	生年月日
	永井 博孝	

議第 5 3 号

土岐市農業委員会委員の任命同意について

土岐市農業委員会委員として次の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和 2 6 年法律第 8 8 号）第 8 条第 1 項の規定により議会の同意を求める。

令和 5 年 6 月 5 日提出

土岐市長 加 藤 淳 司

住所	氏名	生年月日
	和田 孝美	

議第 5 4 号

陶元浅野線道路新設工事（9）浅野工区の請負契約について

市は、工事の請負契約を次の条項により締結するものとする。

令和 5 年 6 月 5 日提出

土岐市長 加 藤 淳 司

- | | | |
|---|--------|--|
| 1 | 契約の目的 | 陶元浅野線道路新設工事（9）浅野工区 |
| 2 | 契約の方法 | 一般競争入札 |
| 3 | 契約の金額 | 3 1 6, 8 0 0, 0 0 0 円 |
| 4 | 契約の相手方 | 岐阜県土岐市土岐津町土岐口 1 8 0 8 番地の 1
小島土木株式会社
代表取締役 小嶋 啓元 |

議第 5 5 号

焼却施設 1 号炉等整備工事の請負契約について

市は、工事の請負契約を次の条項により締結するものとする。

令和 5 年 6 月 5 日提出

土岐市長 加 藤 淳 司

- | | | |
|---|--------|---|
| 1 | 契約の目的 | 焼却施設 1 号炉等整備工事 |
| 2 | 契約の方法 | 随意契約 |
| 3 | 契約の金額 | 2 5 8, 2 8 0, 0 0 0 円 |
| 4 | 契約の相手方 | 神奈川県大和市中央林間七丁目 1 0 番 1 号
三機化工建設株式会社
代表取締役 高橋 裕樹 |

議第56号

財産の取得について

市は、次のとおり財産を取得するものとする。

令和5年6月5日提出

土岐市長 加藤 淳 司

- | | | |
|---|--------|---|
| 1 | 取得する物件 | 消防団用CD-1消防ポンプ自動車 |
| 2 | 取得の方法 | 一般競争入札 |
| 3 | 取得の価格 | 21,450,000円 |
| 4 | 取得の相手方 | 岐阜県岐阜市金園町3丁目25番地
株式会社ウスイ消防
代表取締役 臼井 潔 |

議第 5 7 号

損害賠償の額を定めることについて

市は、次のとおり人身事故に対する損害賠償の額を定めるものとする。

令和 5 年 6 月 5 日提出

土岐市長 加 藤 淳 司

令和 4 年 1 0 月 2 0 日午後 5 時 2 6 分頃、三重県四日市市霞地内において、管財課職員が公務のため運転する自動車（岐阜 3 3 0 ね 3 0 2 1）が、車線変更した際に走行中の相手方自動車と接触し、当該相手方及び当該車両を損傷させた事故について、市は次のとおり賠償するものとする。

- 1 損害賠償の相手方 個人（三重県三重郡川越町在住）
- 2 損害賠償の額 1, 1 8 7, 8 1 0 円